

平成22年2月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成22年2月12日（金曜日）午後2時00分から午後5時14分まで

○場 所 相模原市役所 第3委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第 2号） 平成21年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について（教育局）

日程第 2（議案第 3号） 平成22年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について（教育局）

日程第 3（議案第 4号） 相模原市教育振興計画の策定について（教育局）

日程第 4（議案第 5号） 相模原市図書館基本計画の策定について（生涯学習部）

日程第 5（議案第 6号） 相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について（教育総務室）

日程第 6（議案第 7号） 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則について（学校教育部）

日程第 7（議案第 8号） 相模原市立公民館館長の人事について（生涯学習部）

日程第 8（議案第 9号） 平成22年度教職員の研修の一般方針について（総合学習センター）

日程第 9（議案第10号） 相模原市文化財の指定等にかかわる諮問について（生涯学習部）

日程第10（議案第11号） 相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について（教育総務室）

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実
 委 員 金 川 純 子
 委 員 斎 藤 文

○説明のため出席した者

| | | | |
|---|-----------|----------------------------------|-----------|
| 教 育 局 長 | 榎 田 達 雄 | 教 育 環 境 部 長 | 三 沢 賢 一 |
| 学 校 教 育 部 長 | 小 宮 満 彦 | 生 涯 学 習 部 長 | 大 貫 英 明 |
| 教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長 | 柿 沢 正 史 | 教 育 総 務 室 担 当 課 長 | 田 中 雅 幸 |
| 教 育 総 務 室 総 括 副 主 幹 | 桐 生 卓 郎 | 教 育 総 務 室 主 任 | 大 谷 真 寿 |
| 教 育 総 務 室 主 任 | 土 屋 光 一 郎 | 教 育 総 務 室 主 事 | 高 橋 千 鶴 |
| 教 育 局 参 事 兼 総 合 学 習 セ ン タ ー 所 長 | 稲 葉 茂 | 総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長 | 森 本 信 夫 |
| 総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長 | 金 井 秀 夫 | 総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長 | 小 西 正 英 |
| 学 務 課 長 | 須 藤 由 徳 | 学 務 課 担 当 課 長 | 谷 圭 介 |
| 教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長 | 森 晃 | 学 校 施 設 課 長 | 井 上 喜 一 |
| 学 校 施 設 課 担 当 課 長 | 細 谷 浩 | 城 山 教 育 課 長 | 弦 卷 幸 雄 |
| 津 久 井 教 育 課 長 | 加 藤 康 雄 | 相 模 湖 教 育 課 長 | 深 澤 和 則 |
| 藤 野 教 育 課 長 | 高 崎 善 且 | 学 校 教 育 部 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 | 佐 藤 陽 一 |
| 学 校 教 育 課 課 長 代 理 | 山 口 和 夫 | 学 校 教 育 課 担 当 課 長 | 今 井 勉 |
| 学 校 教 育 課 担 当 課 長 | 土 肥 正 高 | 学 校 教 育 課 担 当 課 長 | 田 中 多 輝 子 |
| 教 職 員 課 長 | 小 野 充 | 教 職 員 課 担 当 課 長 | 細 谷 正 行 |
| 教 職 員 課 主 幹 | 菊 地 原 宏 明 | 教 職 員 課 副 主 幹 | 宮 崎 健 司 |
| 教 職 員 課 主 査 | 和 田 邦 昭 | 相 模 川 自 然 の 村 野 外 体 験 教 室 所 長 | 倉 田 宏 子 |
| 相 模 川 自 然 の 村 野 外 体 験 教 室 主 幹 兼 管 理 係 長 | 山 本 利 昭 | 青 少 年 相 談 セ ン タ ー 所 長 | 天 野 和 広 |

| | | | |
|-------------------|------|--------------------------|------|
| 青少年相談 センター担当課長 | 浅野信弘 | 生涯学習部参事 兼生涯学習課長 | 和田隆一 |
| 生涯学習課 担当課長 | 庭野裕行 | 生涯学習課長 | 柿澤光明 |
| 文化財保護課長 | 佐藤 暁 | 文化財保護課長 担当課長 | 川島和章 |
| 文化財保護課主査 | 木村弘樹 | 生涯学習部参事 兼スポーツ課長 | 西原 巧 |
| 図書館長 | 成瀬正行 | 生涯学習部参事 兼相模大野 図書館長 | 江藤 弘 |
| 橋本図書館長 | 篠崎 功 | 博物館長 | 井上明夫 |
| 保育課長 | 彦根 啓 | | |

○事務局職員出席者

| | | | |
|----------|-------|---------|-------|
| 教育総務室副主幹 | 杉山 吏一 | 教育総務室主任 | 坂本 正俊 |
|----------|-------|---------|-------|

□開 会

◎溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会2月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、小林委員と私、溝口を指名いたします。

なお、開会時におきます本日の傍聴人は2名でございます。

どうぞ、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

◎溝口委員長 はじめに、本日は案件が多く、審議時間も長くなることが予想されますので、傍聴者につきましては審議に支障ない範囲で、係員の許可により、随時、入退室を認めます。

□平成21年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程1、議案第2号、平成21年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小宮学校教育部長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成21年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成21年度相模原市一般会計特別会計補正予算書及び予算に関する説明書の3ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、3月補正予算の全体の概要でございますが、歳入歳出予算の総額2,185億8,800万円に、歳入歳出それぞれ13億2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,199億1,300万円とするものでございます。

恐れ入りますが、20ページをご覧くださいと存じます。

下段の「款50 教育費」の補正ですが、5億8,452万円の減額で、補正予算全体に占める割合は、マイナス44.1パーセントでございます。また、補正後の一般会計予

算全体に占める教育費の割合は10.2パーセントとなり、0.4ポイントの減少となります。

続きまして、教育委員会の所管に係る補正予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。94ページをご覧くださいと存じます。

「款50 教育費」「項5 教育総務費」「目10 事務局費」でございますが、説明欄2の「少人数指導等支援事業」から6の「スクールバス運行等事業」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

「目15 教育指導費」でございますが、説明欄1の「中学校課外活動助成金」から7の「一般事務費」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

恐れ入りますが、96ページをご覧くださいと存じます。

「目18 総合学習センター費」でございますが、説明欄1の施設運営費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目20 学校給食センター費」でございますが、説明欄1の施設運営費及び2の配送委託費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目25 青少年相談センター費」でございますが、説明欄1の青少年街頭指導・相談事業及び2の支援教室事業につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目30 自然の村野外体験教室費」でございますが、説明欄1の野外体験教室活動費及び2のふるさと自然体験教室整備事業につきまして、不用額を減額するものでございます。

○三沢教育環境部長 引き続きまして、下段の「項10 小学校費」「目5 学校管理費」でございますが、説明欄2の学童通学安全経費及び3の小学校維持管理費並びに5の小学校運営費から99ページ記載の7、小学校教科書等購入費までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

97ページにお戻りいただきます。97ページ下段の説明欄4、小学校校舎等維持補修費につきましては、国の緊急経済対策を受け、校舎用受水槽の取替修繕、校舎の屋上防水工事、屋内運動場、児童用ロッカーの改修工事を行うもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

98ページをご覧くださいと存じます。

中段の「目10 学校保健費」でございますが、説明欄1の学校医等報酬から6の学校給食施設・設備整備事業までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

「目 15 教育振興費」でございますが、説明欄 1 の校外活動費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目 20 学校建設費」でございますが、説明欄 1 の小学校屋内運動場改修事業及び 2 の小学校校舎等整備事業につきまして、不用額を減額するものでございます。

100 ページをご覧いただきたいと存じます。

「項 15 中学校費」「目 5 学校管理費」でございますが、説明欄 2 の中学校維持管理費及び 4 の中学校教材等整備事業につきまして、不用額を減額するものでございます。

3 の中学校校舎等維持補修費につきましては、小学校費と同様に、国の緊急経済対策を受け、校舎用受水槽の取替修繕及び生徒用ロッカーの改修工事を行うもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

「目 10 学校保健費」でございますが、説明欄 1 の学校医等報酬から 4 の生徒学校安全管理経費までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

「目 15 教育振興費」でございますが、説明欄 1 の校外活動費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目 20 学校建設費」でございますが、説明欄 1 の中学校工事設計等委託につきまして、不用額を減額するものでございます。

○大貫生涯学習部長 引き続きまして、102 ページの中段をご覧いただきたいと存じます。

「項 20 社会教育費」「目 18 文化財保護費」でございますが、説明欄 1 の文化財普及事業及び 2 の遺跡保存整備事業につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目 25 公民館費」でございますが、説明欄 1 の施設維持管理費から 3 の公民館用地購入事業までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

104 ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の「目 30 図書館費」でございますが、説明欄 1 の施設運営費及び 2 の施設維持管理費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目 45 博物館費」でございますが、説明欄 1 の施設運営費から 3 の一般事務費までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

下段の「項 25 市民体育費」「目 5 市民体育総務費」でございますが、説明欄 2 の体育指導委員活動推進費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目 10 体育施設費」でございますが、説明欄 1 の淵野辺・相模台・古淵鵜野森公園・相模原球場等施設管理運営費につきまして、不用額を減額するものでございます。

106ページをご覧いただきたいと存じます。

「目20 総合水泳場費」でございますが、説明欄1の総合水泳場施設管理運営費につきまして、不用額を減額するものでございます。

関連する繰越明許費補正につきまして、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、10ページにお戻りいただきたいと存じます。

「款50 教育費」「項10 小学校費」の小学校校舎等維持補修費及び「項15 中学校費」の中学校校舎等維持補修費でございますが、国の緊急経済対策を受けて行う工事につきまして、4月以降に設計を実施した後、夏休みにかけて工事を実施することから、繰越明許費を設定させていただくものでございます。

11ページをご覧いただきたいと存じます。

第4表債務負担行為補正でございますが、相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場指定管理経費（平成21年度設定分）につきましては、相模原麻溝公園競技場に電光掲示盤を設置するため、平成21年度から23年度までの期間の債務負担行為を設定させていただくものでございます。

次に、関連する地方債補正の変更につきまして、ご説明申し上げます。13ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の教育施設整備費につきましては、ふるさと自然体験教室整備事業の事業費の確定に伴い、教育債を減額するものでございます。

小学校整備費及び中学校整備費につきましては、主に小学校及び中学校建設費補助金の減額に伴い、教育債を増額するものでございます。

文化財保存事業費につきましては、勝坂遺跡の保存整備事業の事業費の確定に伴い、教育債を減額するものでございます。

公民館建設費につきましては、津久井中央公民館整備事業及び地上デジタル関連整備事業の事業費の確定に伴い、教育債を減額するものでございます。

以上をもちまして、3月補正の説明とさせていただきます。

◎溝口委員長 提案の説明が終わりました。これより、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

◎斎藤委員 99ページの(2)情報通信機器整備費がかなり高額な補正になっているようですが、ちょっと内容を簡単にご説明いただけますでしょうか。

○須藤学務課長 この情報通信機器整備費でございますが、実は7月補正で小中学校に地上

デジタル対応型のテレビを整備するというご審議いただきました。予定どおり整備を行ったところでございますが、その執行残ということで、小学校で1億2,000万円、101ページの上段でございます中学校のほうで5,000万円ということで、合わせて1億7,000万円、両方で減額補正ということでございます。

これにつきましては、補正予算では6億800万円予算を計上させていただいたのですが、予定どおり執行いたしまして、なおかつ学校の現場から要望の多くございました特別教室にも追加整備を2台ないし1台いたしまして、当初よりも多く整備をしたということで、都合2,200台余りのテレビを整備いたしまして、予定どおり執行したということで、その執行残の整備ということでございます。

◎齋藤委員 それは、当初買おうとしたものが安くなったということなのですか。

○須藤学務課長 これは入札した結果ということでございまして、委員のお話のように我々もカタログですとか実勢価格等を調べて予算措置をしたのですが、それよりもかなり安かったということでございます。

◎溝口委員長 95ページの事務局費の6番スクールバス運行等事業、減額になっておりますが、スクールバスについては藤野町にスクールバスがございますけれども、この残金、残った理由ですね。スクールバス運行は具体的に今どんなふうに行っているのか、ご説明願えたらと思います。

○高崎藤野教育課長 まず減額の要素でございますが、これにつきましては当初予定をしておりましたバス通学の定期の関係の運賃改定を見込んでいたものと、それからバスの燃料費の増加の分、それからもう1点はインフルエンザ等によって夏季休暇のときの登校日が出てくるという見込みがあった関係で、それが特に起きなかったということでの減額でございます。運行については従来どおり5ルートの小学校のバス通学は安全に運行がされております。

◎溝口委員長 関連でよろしいですか。今インフルエンザというお話がございましたが、それは新型インフルエンザのお話ですか、それとも従来からあるインフルエンザのお話ですか。

○高崎藤野教育課長 どちらも含めて、そういうことが予想されるかなということで夏季の登校が出てきた場合の見込みをしたものでございます。実際には夏季の登校日が別になかったものですから、それも含めて減額をしたものでございます。

◎溝口委員長 バスの運行状況をちょっと説明願いたいと思います。

○高崎藤野教育課長 スクールバスの運行については、藤野南小学校、藤野小学校、藤野北小学校、それぞれ5ルートで運行が行われております。

◎溝口委員長 何本ぐらい出ているのですか。

○高崎藤野教育課長 5ルート。5本です。

◎溝口委員長 5ルートで1日1回だけなのですか。朝と夕方。

○高崎藤野教育課長 登下校でございます。

◎溝口委員長 登下校。では、2回ということですね。

○高崎藤野教育課長 はい、そうです。あるいは3回の場合もございます。学年によって時間がちょっとずれるということもございますので、下校時が2回になるということもございます。

◎溝口委員長 97ページの自然の村野外体験教室費、ふるさと自然体験教室整備事業、大分残っているようでございますけれども、これはどうしてこういうふうな残りが出たのか。

○山本相模川自然の村野外体験教室主幹 今ご質問の整備費の欄でございますけれども、入札を行いました結果、当初5億6,400万円ほどの内容につきまして、実際に入札した内容が5億2,000万円ほどで、各工事費、電気設備、空調設備、それから給排水設備、外構工事全体で今回の約4,000万円ほどの残が出たということでございます。

◎溝口委員長 今度、式典が行われますが、そのときにもう一度確認したいと思っておりますけれども、施設設備等は予定どおり満足いくものとして完成したのでしょうか。これだけ予算が残って、その辺のところは大丈夫なのでしょうか。

○倉田相模川自然の村野外体験教室所長 本日、施設のほうが出来まして引き渡しを受けております。私どもも何回か見に行きましたが、施設の内部は詳細にわたって丁寧に仕上げられ、施設としても万全を期していると思われまます。

◎小林委員 不用費ということで中身としては執行残の見込みだとか、あるいは中止があると思いますが補正予算書の97ページ、目18の施設運営費(1)教職員研修費100万円の減がございますが、これは見込み残なのか、あるいは中止なのか、それから今後の方向についてご説明いただければと思います。

○稲葉総合学習センター所長 委員ご質問の教職員研修費で100万円を減額補正させていただいているのは、実は教職員の海外派遣研修の奨励金です。今年度新型インフルエンザの関係で先生方を海外に派遣をした場合に、もし先生方が罹患をした場合、派遣期間中は代替がきくのですが、戻ってきて当初1週間自宅で謹慎をしなければいけないという、そ

ういう指針が出ておりました、その間の代替が出ないということですか、あるいは学校へ出て、他の子どもへの影響というものを考えまして、7月の時点で中止をさせていただいたため、減額させていただいたものでございます。

なお、今後については、次年度についても研修予算が厳しいという中で、予算が見込まれる状況になるまで、しばらくの間延期という形で考えております。

◎溝口委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第2号、平成21年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第2号は可決されました。

□平成22年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第3号、平成22年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小宮学校教育部長 議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成22年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成22年度の教育委員会の予算編成に当たりましては、政令指定都市移行に伴う小中学校教職員の採用等の経費を盛り込むとともに、4月からスタートする新・相模原市総合計画の教育における部門別計画である教育振興計画の着実な推進を図るため、重点プロジェクト事業である中学校完全給食推進事業、ふじの体験の森やませみなどの体験学習推進事業、小・中学校連携事業、学校と地域の協働推進事業及びスポーツ振興によるまちづくり事業の実施に要する経費を盛り込んだものでございます。

また、学校の情報教育・支援教育・授業支援の充実、人材の確保・育成、学校教育環境の整備や市民の生涯学習・スポーツ環境などの充実を図るために必要な経費を盛り込んだものでございます。

それでは、教育委員会の所掌に係る当初予算の概要を平成22年度予算主要施策説明書に基づきまして、説明させていただきます。なお、お手数ですが、あわせて、平成22年度相模原市一般会計予算書及び予算に関する説明書の該当部分をご参照いただきたいと存じます。

はじめに、平成22年度予算主要施策説明書の1ページをご覧いただきたいと存じます。当初予算の相模原市全体の概要でございますが、歳入歳出予算の一般会計の総額は2,340億円で、前年度との比較では266億円の増額、12.8%の伸びとなっております。

恐れ入りますが、12ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「款50 教育費」の予算額は184億3,761万円で、一般会計予算全体に占める教育費の割合は7.9パーセントとなり、前年度との比較では31億3,522万円の減額、14.5ポイントの減少となります。

これは、政令指定都市移行に伴い、増額する経費全体に占める教育費の割合が少ないこと及びふるさと自然体験教室の整備工事、総合体育館の改修工事が完了することなどにより大きな減額となることによるものでございます。

次に、主な事業につきまして、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、114ページをご覧いただきたいと存じます。

なお、新規事業には、事業名または説明の頭に[○]と記載してございます。はじめに、「項5 教育総務費」「目10 事務局費」でございますが、教職員任用経費につきましては、教職員の人事権移譲に伴い、教員採用選考試験等を実施するものでございます。

少人数指導等支援事業につきましては、小学校の新1・2年生への少人数指導、ティームティーチング等きめ細かな指導を支援するため、新1年生の全学級の児童数が35人以上、新2年生の全学級の児童数が35人以上かつ4学級以上の学校に非常勤講師を配置するものでございます。

また、中学校の新1年生につきましては、全学級の生徒数が35人以上の学校を対象に、学校の状況や学級数に応じて非常勤講師を配置するものでございます。

「目15 教育指導費」でございますが、協働事業提案制度事業につきましては、協働事業提案制度により、提案団体でございます市民と市が協働して理科実験支援事業や絵本コンサート事業を行うものでございます。

創意ある教育活動事業につきましては、さがみはら未来をひらく学びプランに位置付けている魅力ある学校づくりを目指し、地域教育力の活用や学校評価の充実、小・中連携教

育の推進を図るものでございます。

特別支援教育事業につきましては、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容・方法の研究及び就学相談体制の充実を図るものでございます。

恐れ入ります、116ページをご覧いただきたいと存じます。

「目18 総合学習センター費」でございますが、「市民大学等実施経費」につきましては、社会が抱える諸課題と市民の学習欲求に的確に対応するため、高等教育機関との共催により、相模原・町田大学地域コンソーシアムと連携しながら市民大学を開講し、学習機会の拡充を図るものでございます。

また、あわせて地域の研究機関と連携して公開講座を開講するものでございます。さがみ風っ子教師塾事業につきましては、さがみはら教育を継承する強い意志を持った教師志望者を対象にさがみ風っ子教師塾を開塾し、人が財産（たから）の理念で教育に対する理想と情熱を持つ、実践力のある教師を養成するものでございます。

イントラネット活用事業につきましては、インターネットや学校間ネットワークを活用して、学校間交流学習、学校間のコミュニケーションの充実、教育情報の一元化を実現させ、学校教育に関するネットワークの充実を図るものでございます。

協働事業提案制度事業につきましては、協働事業提案制度により、提案団体である市民と市が協働して市民講座支援事業を行うものでございます。

「目20 学校給食センター費」でございますが、4カ所の給食センターで小学校20校、中学校7校、幼稚園1園分の給食調理及び配送を行うものでございます。

恐れ入りますが、118ページをご覧いただきたいと存じます。

「目25 青少年相談センター費」でございますが、青少年・教育相談事業につきましては、青少年の心の成長と心の問題にかかわる相談業務及び市立小・中学校出張相談を実施するとともに、相談指導教室へ青少年教育カウンセラーの派遣を行うもので、財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

なお、政令指定都市への移行による県からのスクールカウンセラー事業の移譲に伴い、青少年教育カウンセラーを18人増員するものでございます。

「目30 野外体験教室費」でございますが、野外体験教室活動費につきましては、児童生徒の創造性、主体性を育成するため、相模川ビレッジ若あゆと4月に開所いたしますふじの体験の森やませみにおける集団宿泊活動及び多様な各種体験活動を支援するものでございます。

○三沢教育環境部長 続きまして、「項10 小学校費」「目5 学校管理費」でございますが、学校情報教育推進事業につきましては、小学校における学習用及び校務用コンピュータやネットワークの維持管理、導入システムの効率化を図るものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、120ページをご覧いただきたいと存じます。

学校給食単独校運営費につきましては、学校給食の充実と円滑な実施を図るため、備品等の整備を行うとともに、給食運営の効率化を図るため、単独校21校の給食調理業務を民間委託するものでございます。

学校給食施設・設備整備事業につきましては、大野北小学校給食室の新築に伴い、備品等の整備を行うもので、財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、要保護及び準要保護児童就学援助費につきましては、経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品費等の就学経費を援助するもので、財源として国庫支出金を見込むものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、小学校校舎改造事業につきましては、教育環境の整備と校舎の維持・保全及び機能向上を図るため、新磯小学校及び星が丘小学校の校舎改造を実施するものでございます。

小学校屋内運動場改修事業につきましては、屋内運動場の維持・保全と機能向上を図るため、作の口小学校の体育館の床、壁、照明等を改修するものでございます。

小学校環境対策事業につきましては、航空機騒音対策として、鹿島台小学校及び大沼小学校の普通教室等に冷房設備を整備するものでございます。

小学校校舎等整備事業につきましては、大野北小学校の給食室新築工事、旭小学校ほか3校のトイレ整備を行うものでございます。

なお、これら学校建設費の事業につきましては、財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

122ページをご覧いただきたいと存じます。

「項15 中学校費」「目5 学校管理費」につきましては、小学校費と同様に、学校情報教育推進事業に要する経費を計上するものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、中学校完全給食推進事業につきましては、デリバリー方式による中学校の完全給食を本年10月から15校で実施するための経費を計上するもので、財源として県支出金等を見込むものでございます。

「目15 教育振興費」につきましては、小学校費と同様の経費を計上するものでござ

います。

「目 20 学校建設費」でございますが、中学校校舎改造事業につきましては、小学校費と同様の目的で、田名中学校の校舎改造を実施するものでございます。

中学校環境対策事業につきましては、小学校費と同様の目的で、大野南中学校ほか3校の普通教室等に冷房設備を整備するものでございます。

中学校校舎等整備事業につきましては、中学校完全給食実施校への配せん室整備並びに中野中学校のトイレ整備を行うものでございます。

なお、小学校費と同様に、財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

○大貫生涯学習部長 続きまして、124ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「項 20 社会教育費」「目 5 社会教育総務費」でございますが、尾崎行雄を全国に発信する会補助金につきましては、尾崎行雄（罌堂）杯演説会事業等に対し、事業費の一部を助成するものでございます。

「目 18 文化財保護費」でございますが、勝坂遺跡保存整備事業につきましては、国指定史跡の保存と、縄文時代の復元住居などの公開活用を行うものでございます。

「目 25 公民館費」でございますが、公民館整備事業につきましては新磯公民館駐車場の整備を行うもので、財源として国庫支出金を見込むものでございます。

公民館用地購入事業につきましては、相原公民館駐車場拡張用地購入に必要な補償調査を行うものでございます。

「目 30 図書館費」でございますが、図書館資料充実経費につきましては、市民が必要とする資料や情報を提供するために、効果的、効率的な資料収集を行うものでございます。

「目 35 視聴覚ライブラリー費」でございますが、施設運営費につきましては、貸出用視聴覚教材、機材の収集、活用を図るものでございます。

「目 45 博物館費」でございますが、126ページをご覧いただきたいと存じます。展示・教育普及事業経費につきましては、企画展示、講座等教育普及事業を行うとともに、城山エコミュージアムを推進するため、エコミュージアムツアーや昔の写真展等を行うものでございます。

「項 25 市民体育費」「目 5 市民体育総務費」でございますが、政令指定都市移行記念事業につきましては、政令指定都市移行記念事業として、全日本実業団卓球選手権大会、スポーツスタンプラリー、夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会及び高等学校硬式野

球記念試合を開催するものでございます。

「目10 体育施設費」でございますが、相模原麻溝公園競技場施設整備事業につきましては、相模原麻溝公園競技場のバックスタンド管理用物品を整備するものでございます。

以上をもちまして、議案第3号、平成22年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきましての説明を終わらせていただきます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。ご質疑等ありましたらお願いいたします。

先ほど小学校校舎改造工事、それから中学校は田名中学校でしょうか、改造事業ということで予算がついておりますけれども、小学校・中学校を含めてプレハブで授業をやっている学校というのはあるのでしょうか。あるとすれば何校あって、それを改修する予定はいつごろになるのか説明していただきたいと思うのですが。

私の近くの小学校も何かプレハブの校舎で授業をやっているような感じがするのですが、そういう学校の状況を早く改善したほうがいいのではないかなとは思っておりますけれども。

○三沢教育環境部長 まず、プレハブ校舎の考え方ですが、実は児童生徒推計というのがこれがなかなか難しく、学務課のほうで推計しておるのですが、大体现在から5年後ないし6年後ぐらいまでを推計しております。これはもう既にゼロ歳から6歳までの子どもがいるということで、推計しておりますが、その中で教室が一時的に不足するような場合に、暫定的にプレハブ教室で対応していこうということでプレハブ教室の対応を行っております。

また、将来にわたって子どもの数が減らない、もしくは増えていくといったことが見込まれる場合には、実はプレハブはリースで5年契約で行っておりますので、それ以降も子どもの数が減らない場合には、そのプレハブのリース期間の5年間を待って本格的な増築、校舎の本格増築工事といったものを計画しているところでございます。

最近の例では、淵野辺東小学校が6教室分プレハブで行っていたのですが、子どもの数が減らないということがわかりましたので、増築工事を行ってその後プレハブを撤去したと、そういう事例がございます。

ただ、今、委員長がお話しになった学校の例は旭小学校ですか。ちょっと確かではないのですが、プレハブ教室を増築工事ないしは、そういったもので本格対応したけれども、引き続き普通教室ではなくて教育活動に使いたいというような多目的とか、もしくは極端な話、倉庫とか、そういったことで多用途で使いたいといった場合には、そのプレハブを

そのままそこに残してしまうという例もございますので、一概にずっとプレハブで授業をやっていると、そういうことではないという認識をしております。

何カ所とか、そういう数字につきましては担当課からご説明いたします。

○細谷学校施設課担当課長 仮設校舎の数でございます。小学校では7校、それから中学校では2校ございまして、合計9校でございます。

トータルの数といたしましては19教室分でございます。

◎溝口委員長 関連してよろしいですか。そのプレハブ校舎というのは、普通の校舎に比べて、例えば生徒の学習する環境上、不利ということはないと思うのですが、何か支障があるようなことがあるのですか。

例えば私たちは昔のプレハブというと、非常に環境が悪いような感じを抱くのですけれども、そういうことはないのですか。

○井上学校施設課長 プレハブ、仮設校舎につきましても既存の普通の鉄筋コンクリートの校舎と同じように、しつらえをしております。

それと、冷暖房施設も兼ねて入れてございますので、環境面では十分に配慮して整備をしていると考えてございます。

◎金川委員 今日もとても寒くて、ちょっと時期はずれなのですけれども、私が毎回思っている北総合体育館のことなのですが、すてきなデザインで使いやすい体育館だとは思いますが、スポーツをする場所としてはあまりふさわしくない状況にあると思っております。毎年毎年温暖化が進んでいて、年を追うごとに状況は厳しくなっていくと思うのですが、北総合体育館について、この先、どこかでそういう熱中症対策をとる予定があるのかということをお聞きしたいと思っております。

○西原スポーツ課長 北総合体育館につきましては、大規模改修時に冷暖房の設置をそのときに検討していきたいと考えております。

設置の時期なのですが、概ね25年程度を大規模改修の時期というふうにとらえていまして当面、おとしにも一番暑い時期にどのくらい温度が上がるかという、そんな調査をさせていただいたのですが、確かに風の抜けが悪くて暑いということがございました。それで急遽、大型の扇風機を入れまして、熱中症対策を図りました。

それと指定管理者につきましても、常に張り紙ですとか、運動している方に注意を促すように放送したりですとか、大きな大会があるときは保健室に冷房を入れておいて、そちらにすぐ避難できるような、そんな体制を整えました。

◎金川委員 実際に使っていて、普通の練習ももちろん暑いのですけれども、特に競技会となって客席が満席になった状態とかフロア上も熱気がある状態は、物すごく危険だと思っているのです。市が競技会をやっていいですよと言っている以上は責任が発生すると思いますので、気をつけていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

確かに大型扇風機を入れていただいて、肌に風を感じると熱が下がるので、すごく効果的だなと思っているのですけれども、私も体育の授業を毎年やっていると普通の小中高生の体育の授業も確かにだんだん厳しい状況になっているので、小学校や中学校の体育館でも私もいろいろな体育館を回りますが、風通しの悪い体育館も幾つかあると感じていますので、小学校や中学校の体育館にもそういう熱中症の対策がとられる必要があるのかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○榎田教育局長 委員には以前から北総体については、やはりいろいろ風通しが悪くて、むしろ冷房の部分で問題があるのだということで、今お話のように危険だという状況にもあるのだということをおねがね伺っておりまして、とりあえずできる対策を講じてはいるわけですが、抜本的にはやはりご案内のとおり、前側に建物があって風が通らないような構造になっていますから、それをどういうふうにするかというのはかなり大がかりな話になるのだと思います。

ですから、今スポーツ課長が申しあげましたように、全体的に改修をするときに冷房等を考えていかなければいけないと思っておりますが、具体的にスポーツ課長は25年と申しあげたのですが、理想としてできるのは大規模や25年でできれば一番よろしいかと思っておりますが、できるだけ早い時期に改修ができるように財政のほうの状況も見ながら改修を考えていきたいと思っております。

◎斎藤委員 学校管理費の学童通学安全経費の件なのですが、数年前から新1年生に防犯ブザーを配布していただくようになって、私の子どもたちももらってくるのですが、毎年かなり不具合が多くて、外れやすくて鳴ってしまうようなことがあって一斉取り替えをやったりとか、またやはり小さい子どもですので破損したりして、長い6年間の間に全部使い切るのが難しかったりしますし、また世の中の状況もすごく変わっておりまして、最近ランドセルを買うとくっついてきてしまったりするのですね。それで家に防犯ブザーが2個も3個もあったりということもございまして、その辺、最初に防犯ブザーを配るようなことになったのが多分5、6年前かと思うのですけれども、そこから経年になりまして、その辺の調査ですとか検討についてはどのようにされているのか教えていただきたいのです。

けれども。

○須藤学務課長 防犯ブザーでございますが、全国でいろいろな事件が発生したとか、そういうことを受けまして、平成16年の4月、全小中学生に当時、一斉配布しまして、それ以降は新1年生についてのみ配布をさせていただいております。

種類につきましては、これは入札で物を決めていきますので、当初いろいろございましたけれども、一昨年ですか、ご存じだと思いますが、テントウムシ型のものが入ってまして、それについては非常に人気もあるということで、我々のほうもいかに身につけていただくかということを経験して、そういった中で、なおかつ2年目ぐらいには確かに鳴りやすいということで一斉に取り替えたとか、そういうケースもありました。これについては、いろいろ国のほうでも基準とかいろいろ調べたりした中で、私どものほうもそういったものを参考に、安全でなおかつ携帯しやすいものということで配布をさせていただいております。

これにつきましては、先ほどランドセルにもついているとかいろいろありますけれども、やはり各学校で先生方に使い方ですとか、そういったものを指導していただいたり、携帯を促していただくということもございますし、また同じものを全1年生がつけていけば1年生だなどよくわかる。上に行くに従って携帯率も若干低くなってはおりますが、過去の例でも実際にそれを鳴らしたという事例も幾つか聞いております。

したがって、私どものほうとしては、同じものを同じように使って、持って、同じように学校も指導しやすいということもございますので、当面はこういう形で新1年生には配布していくと思っておりますのでございます。

◎小林委員 それでは、教育総務費関係をまずご質問いたします。

目15教育指導費関係で2点。まず1点は、説明の11番ふれあい教育事業の中の(3)学校安全教育推進事業についてですが、これは組織住民の方々のお力添えで子どもたちの登下校の見守り隊を組織するという予算かと思っておりますけれども、この辺の組織率についてお願いできればと思っております。

それから2点目が、そのすぐ下にあります中学生職場体験支援事業。21年度だと補正で30万円の減額がありますが、多分実施しなかった学校があるのかなと思っておりますが、説明の中で職場の体験を原則5日以上可能にするための基盤整備をするのだというご説明をいただきました。その辺の整備状況といいますか。それから、もし参加していない学校があれば、その辺の理由等もご説明願えればと思っております。

それからもう1点、総務費は目30野外体験教室費。説明の大きな2の(2)ふじの体験の森やませみの関係でございますが、いよいよオープンになるわけでございますが、教室の体験活動の活動指導員、あるいは活動協力員等々お考えと思いますが、大体延べ人数にして年間のどのくらいを考えておまして、それに対する対応は今どんな進捗状況かという点でございます。

以上、教育総務費関係です。お願いいたします。

○須藤学務課長 一番先にお尋ねのございました学校安全教育推進事業というところで児童生徒の見守りの団体のことでございますが、所管は私どものほうになりますので内容を申し上げますと、本事業につきましては平成18年度からスタートいたしまして、各小学校区に1団体ということで設立を地域のボランティアの方々による見守り組織ということで設立を支援してきたところでございますが、おかげさまで今現在57の小学校区に、57団体ということで約4,000名の方が登録をしていただきまして、登下校時の児童生徒の安全を見守っていただいているということでございます。残りの15校につきましてもPTAですとか地域の皆様方によりまして何らかの形で見守りは行われているということで、私どものほうでは72校すべてでそういう見守り活動が行われていると承知はしておりますが、市に登録をするということでは57団体ということで、残りの15につきましても登録する必要はないし、市の制度を、私ども教育委員会がこういう支援制度を始める前からの団体もでございます。ですから、今現在は72校すべてでできていると承知しております。

○佐藤学校教育課長 職場体験事業についてお話ししたいと思います。原則5日の職場体験ということで打ち出しました。ところが、やはり学校の授業時数の確保が課題となっております。また、その母体となっている総合的な学習の時間は、ご存じのように、新学習指導要領の移行に伴いまして時間が減ってまいりました。そういう事情がありまして、直接支援の対象にしたのは5日だけに限らず3日行う学校、これも支援の対象にしたところがございます。

具体的に申し上げますと、本年度5日にわたる職場体験を計画した学校が2校、3日にわたる職場体験を計画した学校が5校、さらに変則なのですが、2日間の職場体験を1年、2年、3年、3学年が行う2日×3学年で6日、こういう学校が1校ございました。合計8校を職場体験の支援学校といたしました。

具体的に職場体験する上で一番大きな課題は、受け入れてくれる事業所がどれだけある

かというところが大きな課題でございます。これについては様々なPR活動をしたり、受け入れ事業所に認証的な活動を行って、のぼり旗を立てまして、この事業所は協力してくれる事業所ですよというPRなんかもさせてもらいました。そんな関係がございまして、延べ349の事業所からご協力をいただいて受け入れが可能になりました。

ただ、実は大きな課題がございまして、職場体験を行う5日間を予定していた学校のうちの1校、旭中学校がインフルエンザのために体験を見合わせたという経過がございます。したがって、延べ349の事業所の中で旭中に係る部分の事業所は実際の受け入れを行わなかった経過がございます。

その他の学校につきましては、大半の学校が1日、2日程度の職場体験をしております。職場見学等も含めれば37中学校の大半が実施している状況でございます。

○倉田相模川自然の村野外体験教室所長 ふじの体験の森やませみの活動でございますが、現在29種類、61活動を用意できました。そして、指導をいただく専門的な方ですとか地域の方々につきましては活動協力者委員会を立ち上げまして、現在50名の登録をいただいております。施設が4月1日オープンしまして、スムーズに活動をスタートできる予定でございます。

◎溝口委員長 実はこの前、体育指導委員の50周年の式典がございました。そこで体育指導委員の方が240名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。その方々の中で、帽子と何かジャンパーのようなものがあるのですか。それが大分傷んでいるのだけれども、その傷んでいるのを教育委員会に持っていかないと交換してくれないという話で、そのとき教育長にお聞きしましたら非常に体育指導委員の方々の活動というのは子どもたちにプラスになっているというお話を聞きました。そういう状況で、指導委員の方々から、ぜひもう少し交換を緩やかにしてもらえないでしょうかというふうなことを壇上でおっしゃった方がたしかいたと私は思っているのです。そういう状況を踏まえて、ここで一言体育指導委員の方々の活動を支えるためにも、もう少し改善ができればなと思って質問させていただきま。いかがでしょうか。

○西原スポーツ課長 今ご質問の体育指導委員のユニフォームなのですが、ジャージの上下と、それとジャンパー類を新たに所属した人には支給しているのですが、継続の方には傷んでしまったジャージについては取り替えると、そういうふうにしてございます。その辺の関係で、多分3年に一度だとか、そのサイクルで新しいものが欲しいという、そういうことだと思っておりますが、現在の状況ですと傷んだごとに取り替えるという、そういうふう

にしておりますので、その辺を体育指導委員の方にもご理解いただきたいと考えております。

◎溝口委員長 ということは、現状維持ということですね。

○西原スポーツ課長 現状では非常に人数が多うございますので、定員で253名おります。現在、定数は253なのですが、242名の方が活動していただいております。非常に多いものですから全部を一遍に切り替えるというのはなかなか難しいものですから、現状のとおり傷んだときに交換していただくという、そのことでお願いしたいと考えております。

◎溝口委員長 財政厳しい折ですから、あまり無理も言えないと思いますけれども、そんなふうなことを全体の前でおっしゃった方がいらっしゃいましたので、報告方々申し上げた次第でございます。

ほかに何か。

◎小林委員 次は小学校費と中学校費について質問いたします。予算書の236ページ、項10小学校費、目20学校建設費でございますが、これと同じように中学校にもあるのですが、小学校環境対策事業というのがありまして、昨年も私ご質問したのですが、航空機騒音対策として、これは一般財源で用意されていますが、防衛省等々国からの支援というのはないのかどうかということと、昨年、中学校のほうでは新町中学は対象にただ1校なっていたと思うのですが、また今年、新町中が4校のうちの1校に入っているのですが、その辺のご説明をいただければと。私の間違いでなければ昨年は新町中は入っていたと思うのですが、それをお願いいたします。

○井上学校施設課長 補助金の対象ということでございますが、そちらにつきましては対象にはなってございません。実は短期間に夏休みに工事をやりますので、航空機の指定区域内に10校ございますが、短期間に環境の整備を整えたいということでございまして、補助金の対象としては考えてございません。

それと、もう1点でございますが、新町中につきましては大規模の改造工事に合わせまして実施してございました。それで、その大規模に合わせまして防音サッシの取り替え、翌年に冷房の設備ということを考えてございます。ですから、B棟が残ってございまして、今回はそこを対象にさせていただいたという経過でございます。

◎溝口委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

◎小林委員 本年度の総予算の中で学校の裁量で使える予算、いわゆる備品だとか消耗品費だとか旅費等々があるかと思うのですが、再配当予算というのはですか。その辺は何%ぐ

らいになるか教えていただけますでしょうか。

○須藤学務課長 学校に再配当しておりますのは消耗品、食料費、印刷製本費、それから物品等修繕料、教材備品の購入費、施設修繕料ということでございます。

22年度の予算でございますが、それらを合わせまして、小学校で約3億4,000万円、中学校で約2億2,500万円ということでございます。

◎溝口委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第3号、平成22年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第3号は可決されました。

ここで職員の入れ替えのため休憩いたしますけれども、その前にちょっと毎年聞いていることですが、大分雪が降って津久井地域のほうでは、生徒の通学等、あるいは健康上何かあるのかちょっと心配をしております。藤野町から順番に児童生徒の状況等何か変わったことがございましたらご説明願いたいと思うのですけれども。よろしくお願います。

○高崎藤野教育課長 藤野地域におきましては、ご存じのとおり統廃合の関係でバス運行を行っているのですが、津久井地域の全体のバス交通の関係の見直しの検討が現在もされています。その中で登下校の通学に使っているバスを一般の方も利用したらどうだろうかという案がございまして、南小学校の1ルートと藤野小の1ルートについては、これも一部の地域ですが混乗といいまして、一般の方も登下校の児童生徒と一緒にバスを利用できることで、バス会社から学校、保護者の方とも了解、協力をいただいて運行を始めております。今現在、一般の方は月に10人から15人ぐらいの方が利用されておりますが、当然、通学が最優先でございますので、一般の方については申請等を行っていただいて、名札等のようなものをつけていただいて、それで乗車をしていただくということで、一緒にバス運行を利用させていただいております。

それから、雪の関係も特に藤野地域は多いのですが、これについてはたまたま地域に職員がおります関係で情報を学校とそれからバス会社と連携を取り合って運行をしておりますので、そこへ行っていきなり雪の関係でバスの事故等が出てくるようなことはないよう

に情報を特に連携を取り合っていますので、安全には万全を期しております。

○深澤相模湖教育課長 相模湖の状況でございますが、まず今日のように午前中かなり雪が実は降っておりました。積もってはおりませんが、かなり大粒の雪が降っておりました。こちらとは大分寒さが違うのだらうなと思いますけれども。

今、委員長がおっしゃいました通学登下校を中心にお話をしますと、相模湖の場合、湖がある関係で非常に坂が多い。そうなりますと、雪が降りますと積もって滑ることがございます。特に昨年はそういうケースが多くて、学校からすぐ連絡が入りますと、私ども、相模湖建設課と連携をしまして塩化カリウムを事前にまいたり、あるいは当日まいたり、そういうふうなことを連携をとってやっておりますので、大きな事故というのは今のところ発生をしておりません。

それと、あと道路の状況から見ますと、相模湖は非常に歩道というのがないところが多いです。そういうところで非常に通学が心配されるところでございますけれども、先ほど見守り団体のお話も出ましたが地域の方が非常に協力的でございますして、行きも帰りも集団で子どもたちについて登下校をするというケースもかなりございます。

そして、あともう1つ、津久井4つの地域につきましては青パト、青色パトロールカーが配備をされ、4つの地域が交代で車を使っているという状況です。相模湖の場合を例にとりますと、今年度につきましては三月ですね。5月、9月、今月の2月、3カ月間、青パトが配備されるわけですが、その3カ月の間、相模湖教育課の職員が交代で毎日先生に同乗していただいて、3つの小学校区を下校時間に回っております。先生が注意を呼びかけたり、あるいは先生がどうしても乗ることができない場合にはテープを回しながら走っております。登下校については、そのような状況でございます。

○加藤津久井教育課長 昨年度、新型インフルエンザということで学級閉鎖、あるいは学年閉鎖等、各学校実施されました。今年になりまして1月、総合事務所の近くの中野小で学級閉鎖があったのですが、今は大分各学校、インフルエンザはおさまっております。通常に戻っているという状況です。

それから雪の関係ですが、2月2日に雪が降りまして、青根地区は積雪が20から30センチ近くあったと聞いております。ただ、始業時間をずらしたのが中野中学校区の中野中学校、中野小学校、津久井中央小学校、この3校は2時間ずらして授業を始めたということだったので、一番積雪が多かった青根小中、そちらについては特に平常どおり始業したと聞いております。やはり雪が多い地区は、それなりに対応がされている。例えば

青野原小・中につきましては、雪が降ったらすぐ地域の方が除雪をするということが行き渡っておりますので、そういうことで雪が多くてもそれなりに大丈夫なのかなという思いを持っています。

◎溝口委員長 地域の方に、ありがたいことでございますね。

○弦巻城山教育課長 城山でございますが、湘南小学校の地域でございます小倉・葉山島のほうの関係で、その小学校に面している県道の歩道整備がまだ完了していないということがございますので、これに対応するために現在もスクールバスという形で10人乗りのワゴン車を使いまして、下校時において各子どもたちの下校対応をしているという状況がございます。そういう中でいろいろ対応させていただいておりますが、大きな混乱はそれ以外は特にはないということで伺っております。

またこの間、雪に関しましても確認したところで、特に大きな授業に対しての支障はなかったということで伺っております。

◎溝口委員長 ここで職員の入替えのため休憩いたします。10分ほど休憩したいと思いますので、あの時計で3時25分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(休憩・15:13～15:25)

□相模原市教育振興計画の策定について

◎溝口委員長 それでは再開いたします。

次に日程3、議案第4号、相模原市教育振興計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○榎田教育局長 議案第4号、相模原市教育振興計画の策定につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、さがみはら教育のさらなる充実と発展に向けて、計画的で効果的な施策や事業展開を図っていくために、相模原市教育振興計画を策定いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により提案をするものでございます。

詳細につきましては、教育総務室長よりご説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○柿沢教育総務室長 それでは、ご説明させていただきます。

相模原市教育振興計画につきましては、検討経過の節目におきまして、教育委員の皆様方にもご報告をさせていただいておりますが、このたび、最終的な計画案がまとまりましたので、ご提案申し上げるものでございます。お手元に冊子と、それからこちらのダイジェスト版というのが行っているかと思えます。このお手元のダイジェスト版に沿ってご説明をさせていただきます。計画冊子のほうにつきましては、該当ページをご案内させていただきますので、必要に応じてご覧いただければと考えております。

まずダイジェスト版の1枚目です。下段です。計画の冊子では2ページとなります。

まず、本計画の位置付けと計画期間についてでございますけれども、本計画は、新・相模原市総合計画の部門別計画として位置付けます。それとともに、教育部門におけます中心的な計画として、今後進めていく教育施策に関する基本目標等を定めるものでございます。

計画期間は、平成22年度から平成31年度の10年間とさせていただいております、新総合計画のほうとも整合を図っております。

ダイジェスト版のページをおめくりいただきまして、計画の具体的な内容について、ご説明させていただきます。計画の冊子のほうでは4ページ、5ページとなります。

本計画では、長年培われてきました、さがみはら教育における「人が財産（たから）」の理念を継承し、めざす人間像、基本目標を定めております。めざす人間像につきましては、様々な願いをまとめ、家族や郷土を愛し、広く世界に目を向け、自ら学び、心豊かに生きる人といたしました。

また、この人間像を実現していくための基本目標につきましては、1つ目として、広く世界に目を向け、自ら学び、ともに心豊かにたくましく生きる子どもを育成します、2つ目といたしまして、市民が生涯にわたり学び続け、いきいきと暮らす生涯学習社会を創造します、3つ目とし、家族や郷土を愛し、ともに心豊かに暮らす地域社会の形成に向けて、家庭や地域の教育力を高めますといたしました。計画の冊子のほうでは、6ページのほうになります。

今ご説明いたしました、めざす人間像や基本目標のもとに、具体的な推進施策に当たっての12の基本方針を分野別に定めております。また、基本方針では、実現していくべき具体的姿である、さがみはら教育のめざす姿、それから主な施策等を掲げております。

まず、学校教育に関する基本方針につきまして、ご説明いたします。計画の冊子のほうでは8ページから22ページとなります。

基本方針1では、社会の変化を踏まえ、生きる力を育む学校教育を推進しますという方針のもと、子どもたちは、よりよく生きたいとの意欲を持ちながら、夢や希望に満ちた学校生活を送っていますなどの、さがみはら教育のめざす姿、これを掲げております。その実現のための主な施策等をそこに示しております。

同じように、基本方針2では、支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組みを充実しますという方針のもと、支援教育に係る施策等につきまして定めさせていただいております。

基本方針3では、学校教育に係る人材の育成、確保についての方針と施策等について、また基本方針4では、学校教育環境に係る方針と施策等について、基本方針5では地域との連携に係る方針と施策等について、それぞれ掲げております。

以上、学校教育における5つの基本方針の中での主な施策といたしましては、学習指導要領の改訂を踏まえた、体験学習の充実や教職員の人材確保育成など、この10年間に対応していくべき施策を基本方針ごとに定めさせていただいております。

次に、生涯学習・社会教育に係る基本方針につきまして、ご説明申し上げます。ダイジェスト版のページをおめくりいただきまして、計画の冊子のほうでは23ページから33ページになります。

基本方針6では、多様化する学習ニーズに対応した生涯学習・社会教育の機会や施設を充実しますという方針のもと、生涯学習・社会教育の機会等の充実に係る施策等につきまして、基本方針7では、市民主体の生涯学習・社会教育活動の支援に係る方針と施策等について、基本方針8では、スポーツ・レクリエーションに係る方針と施策等について、基本方針9では、文化財の保存と活用に係る方針と施策等について、それぞれ掲げております。

生涯学習・社会教育の分野での主な施策といたしましては、市民のいきいきとした主体的な活動を支援する視点とともに、学習成果を生かす場の提供等の視点から、学校と地域の協働推進事業や、スポーツ振興事業等を推進してまいります。

次に、家庭・地域の教育に関する基本方針につきまして、ご説明申し上げます。計画冊子では34ページから40ページとなります。

基本方針10では、子どもの健やかな成長を支える家庭教育力の向上を促進しますという方針のもと、家庭教育力の向上に係る施策等について、基本方針11では、地域における教育に係る方針と施策等について、基本方針12では、郷土相模原に親しむための方針

と施策等について、それぞれ掲げております。

家庭・地域の教育につきましては、行政施策の展開が難しいとされてきた分野ですけれども、この計画では1つの分野として設け、意識的に進めていくことによりまして、有効な施策展開につなげていきたいと考えております。

次に、重点プロジェクトについて、ご説明申し上げます。計画冊子では41ページとなります。

この計画では、計画期間内に特に重点的に取り組む事業として、5つの事業を重点プロジェクトとして定めました。

まず1つ目といたしまして、小・中学校連携事業です。近年、課題となっている中1ギャップや不登校等、今日的な教育課題の解決を図るため、小中学校の連携教育に取り組んでまいります。

次に、体験学習推進事業です。相模川自然の村野外体験教室など、豊かな自然に恵まれた施設で、子どもの生きる力を育む体験学習を推進してまいります。

3つ目といたしまして、学校と地域の協働推進事業です。学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、その機能を生かしながら協働することにより、人間性豊かな子どもの育成を進めてまいります。

4つ目といたしまして、中学校完全給食推進事業です。現在、一部で実施されている完全給食を全市立中学校で実施し、子どもの心身の健康保持増進と、望ましい食習慣の形成を図ります。

5つ目といたしまして、スポーツ振興によるまちづくり事業です。市民の健康や交流の役割を果たすスポーツの拠点づくりを進めるとともに、トップアスリートの育成支援など、スポーツの持つ力を最大限に生かしてまいります。

以上の事業について、重点プロジェクトとして進めてまいります。

なお、これらの事業は、新・相模原市総合計画でも同様に位置付けられております。

最後に、この計画策定後の進行管理につきまして、ご説明申し上げます。ダイジェスト版の最終ページをご覧くださいと思います。計画冊子では42ページとなります。

教育委員会では毎年、法律に基づきまして、その事務の執行状況等について点検評価を行い、その結果を公表するとともに、議会へも報告させていただいております。現在、当該点検評価は、市の総合計画の施策体系に基づきまして行っているところでございますけれども、今後は本計画の施策体系に基づきまして実施していくとともに、この計画で示し

た成果指標等を活用し、着実な推進を図ってまいります。

計画冊子43ページ以降につきましては、資料等を掲載しております。

以上、議案第4号、相模原市教育振興計画の策定について、ご説明させていただきました。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 4月から政令指定都市への移行ということが多分大きなベースにあるかと思うのですが、相模原市が政令指定都市に移行するという点について、今回の教育振興計画がどこか特別に配慮されたところですか取り入れたところ等がありましたら、ご説明していただければと思いますけれども。

○柿沢教育総務室長 この計画は、国の計画に基づきまして、市でも努力義務規定の中でこういった計画を作りなさいと平成18年からそういった定めがございまして、それをにらんだ計画となっております。したがって、18年から検討を進めてまいりまして、相模原市の教育の基本的な考え方、方針等を定めさせていただいたものでございまして、特に政令市というものを意識したという点は特にはございません。

◎溝口委員長 私、これを読ませていただきまして、大変よくできていると思うのです。特にすばらしく思ったのは、現状と課題が非常に的確に相模原市の教育をとらえているのではないかと思います。それと同時に、その現状と課題の後にいろいろと主な事業が書いてございます。これが非常に効果的に説明をしているのではないかと思います。どの事業をどういうふうに相模原市の教育に役立てていくかということもわかりますし、課題もそれで見えてきますので、非常にすばらしい教育プランだと思いました。

これを周知徹底するのにどういうふうなことをお考えかということ、計画がございましたらお聞きしておきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○柿沢教育総務室長 これにつきましては、もちろん広報等でこういうのができましたというお知らせはするのですが、内容等につきまして市のホームページ等によりまして周知をさせていただくということと、それから今予定しておりますのが冊子とそれからダイジェスト版。冊子につきましては、今のところ1,000部を予定しております。ダイジェスト版につきましては2,000部を用意させていただきまして、関係機関だとか、あと近隣の各市、それから例えばダイジェスト版につきましては、いろいろな教育に係る団体等が会合等を持つようなときに、こういったものを題材にいただければと思ひまして用意させていただくというようなことで、それからあとホームページ等を通じまして周知を

図っていきたいと考えております。

◎溝口委員長 小中学校の現場の校長先生をはじめ、先生方へはどんなふうな対応をされるのでしょうか。

○佐藤学校教育課長 相模原市教育振興計画の策定委員の中に学校長が入っておりまして、策定状況並びに論議の状況を適宜校長会のほうに報告いただく形になっております。したがって、でき上がったものも、その中で校長会で広くお知らせすると、そういう形になると思います。

◎溝口委員長 そうすると現場の先生方にも校長先生を通して徹底するという考えでよろしいのですか。

○柿沢教育総務室長 先ほどお話ししました本編とダイジェスト版、これにつきましても全校配布をさせていただきまして、もちろんホームページでも見られるのですが、やはり冊子という形で各学校に配ったほうが皆さんそれぞれすぐその場で見やすいと。また、いろいろな場ですぐ活用していただけるのかなということで、そんなふうに考えております。

◎溝口委員長 この振興計画のうち、相模原市支援教育推進プランというのは平成18年から22年と書いてございますので来年度で終了するわけですが、その後はどんなふうに考えているのでしょうか。

○佐藤学校教育課長 5カ年計画ということで、平成18年から22年までの予定を示させていただきました。来年度22年度につきましても、検討委員会を設けまして、考え方や今まで行ってきた事業の成果、課題は何かを明らかにして、さらに今後の5年間の計画を作る予定でございます。

◎金川委員 溝口委員長と同じで、すごくすばらしいものだと思いますし、すごくエネルギーのかかったものだと思います。前々、私何回か言うのですが、直接こういうすてきなことをやっているというのをこういう場所にいるとすごく感じるのですけれども、親という立場になって家庭に入ってしまうと直接そういうのが伝わってきにくいと思うのです。ホームページとか広報というのもいいと思うのですけれども、最近、国会議員などもよくテレビに出てきて討論会とかをやっていたり、前の横浜市長なんかもすごくTVKなんかに出てきて、ぱっと家庭の人がそういうのを見たりすると、ちょっと何を言っているのかななんて見たりするので、せっきやく政令指定都市になって、このときがチャンスかなと思うのですけれども。どうでしょう、皆さん、ジェイコムに出演してみたら。そういうようなちょっと新しいバージョンで、せっきやくこれだけすてきなこんな計画を立てて、10年

先までこんなことを計画しているのだというのをこの場にいるようなリアル感で家庭に伝えられないかなと、いつも思います。

○**榎田教育局長** 今確かに一般的に広報紙でやるとか、それからホームページは一般的だと思うし、かなり見ていただく方は見ていただけるのでしょすが、なかなかそうもいかないということがあるというお話で、そのとおりかなと思います。

ただ1つ、さっき室長が申しあげましたように、評価と進行管理、これは地区広報で議会に報告をすると同時に公表します。ですから、計画1回だけではなくて、毎年毎年その進行状況とも公表しますので、これもホームページ等になりますけれども、そういう点では1つ効果があるのかというふうにも思っています。

それから、市長か教育長かテレビで討論会だとか、そういうこともわかりやすくいいのかなと思いますので、教育分野について今後そういうこともできるように考えていきたいなというふうに思います。市長が出るか、教育長が出るかということも含めて検討したらいいかなと思っております。

◎**小林委員** 関連なのですが、学校教育というのは非常に組織的になっていますから、これを流布するのは非常にやりやすいと言えばやりやすいかと思うのですが、社会教育の分野にはどんな形でこれを理解を深めていったらいいのか、その手法についてお考えがあったら説明いただければと思います。

○**大貫生涯学習部長** 社会教育は基本的には社会教育関係団体、PTAですとかそれぞれ、あるいは文化財の関係団体、図書館、あるいは公民館、博物館等で活動している方々、こういった方々に特に来館者を中心としてダイジェスト版を配布するとか、あるいは組織等についてはこういった冊子等を利用して、この考え方について広報宣伝をしてみたいと考えております。

◎**斎藤委員** 質問というか、先ほどの金川委員のお話と一緒に、やはり教育はお母様方、お母さん、お父さんを巻き込んでいかないと盛り上がっていかないかなという気がするのですね。こういう計画等は、私も仕事という意味で見ればなるほどなとちゃんと読むのですが、一親となるとあまり直接にあした何をすることにあまり関係がないので、つつい後回しになってしまうようなところがありますので、ぜひ今のジェイコムがいいのかわかりませんが、お母様方に今の自分の子どもたちの教育とそれが関係あるのですよというような、そういうわかりやすい広報というのもぜひ考えていただきたいなと思います。

◎溝口委員長 ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第4号、相模原市教育振興計画の策定についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決されました。

□相模原市図書館基本計画の策定について

◎溝口委員長 次に日程4、議案第5号、相模原市図書館基本計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第5号、相模原市図書館基本計画の策定についてご説明申し上げます。

本件につきましては、本市図書館の基本方針である、市民にいつでも・どこでも必要とする図書館資料や情報を提供できる図書館の継承と発展に向け、図書館サービスの基本理念や基本目標などを明らかにし、総合的に図書館機能の充実を進めていくために、相模原市図書館基本計画を策定いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

内容につきましては、計画書に基づき、図書館長よりご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○成瀬図書館長 それでは、相模原市図書館基本計画についてご説明させていただきます。

この計画につきましては、パブリックコメントの結果等も含め、検討経過の節目で、教育委員の皆様方にもご報告をさせていただいておりましたが、このたび、最終的な計画案がまとまりましたので、ご提案申し上げます。

それでは、お手元の相模原市図書館基本計画に沿ってご説明申し上げます。1ページをご覧くださいと思います。

まず、本計画の位置付けと計画期間についてでございますが、本計画は、相模原市教育振興計画の施策分野別計画として位置付けるものでございます。計画期間は、平成22年度から平成31年度の10年間といたします。計画全体の構成につきましては、図書館の

現状と課題を通しまして、これからの取り組みの方針を整理し、目指す図書館像として、基本理念と5つの基本目標、またそれぞれの目標を達成するための主な施策の方向を示す形となっております。また、この計画の着実な推進に向けて、施策の成果指標を設けています。

それでは、具体的な内容についてご説明申し上げます。2ページ及び3ページをご覧くださいと思います。

まず、相模原市の図書館の現状と課題についてでございますが、1、図書館施設及び整備網につきましては、現状を踏まえ、課題は、市立図書館の再整備と中央図書館機能の確立と、それから、地域図書館の位置付けと緑区の図書館網の整備といたしました。

取り組みの方針につきましては、市民が、だれでも、どこに住んでいても、図書館サービスを利用できるように、図書館環境の整備に努めますといたしました。

次に、4ページ及び5ページをご覧くださいと存じます。

2の図書館サービスにつきましては、サービスの内容により9つの項目に分類し、それぞれについて、課題と取り組みの方針をまとめました。

まず、(1)資料収集と蔵書状況では、現状を踏まえ、課題は、市民ニーズに応える蔵書構築と資料保存機能の充実といたしました。取り組みの方針については、本市の特性をとらえ、市民の資料要求に応える資料収集を効果的・効率的に行い、市民の読書を推進し、学習を豊かなものとする豊富な蔵書を備えますといたしました。

次に、(2)利用状況についてでございますが、5ページ及び6ページをご覧くださいと存じます。利用登録者や貸出点数等が増加傾向にあることなどから、図書館利用の拡大に向けた取り組み、それから、年齢層に応じた図書館サービスの展開を課題ととらえ、取り組みの方針では、図書館の利用促進のため、図書館の機能を市民に周知し、年齢層に応じたサービスを提供しますといたしました。

8ページをご覧くださいと存じます。

ここでの課題は、(3)のレファレンスサービスに関する課題でございますが、利用者の相談に応じて、必要とする資料の提供や調べものなどの支援を行うことが図書館の重要な業務となっておりますので、専門職員の確保と育成、レファレンスツールの充実を課題ととらえ、取り組みの方針につきましては、地域の情報拠点となり、市民生活や地域の課題解決に役立つ図書館を目指すといたしました。

次に、(4)児童・青少年サービスについてですが、9ページをご覧くださいと存

じます。

中高生の利用が小学生に比べて少ないなどの状況もあることから、家庭教育支援事業への協力、学校教育との連携の充実と子どもたちの読書活動の推進と図書館利用の促進を課題としてとらえました。取り組みの方針につきましては、子どものニーズにあったサービスが提供できる体制作りを進めますといたしました。

10ページ及び11ページをご覧くださいと存じます。

(5) 障害者サービスにつきましては、資料収集や情報提供が十分とは言えない状況にあることから、障害に応じた資料の収集や提供方法の検討、それから、利用者のニーズに対応できる、関係機関等との連携体制づくりを課題ととらえ、取り組みの方針につきましては、関係団体やボランティアと連携し、障害に応じたサービスの充実に努め、来館が困難な利用者のため、資料の提供体制を整えますといたしました。

次に、(6) 高齢者サービスについてでございますが、12ページをご覧くださいと存じます。

図書館利用登録者に占める60歳以上の割合が年々増加していることから、高齢者が利用しやすいサービスの提供を課題ととらえ、取り組みの方針につきましては、高齢者を対象としたきめ細かなサービスの提供に努めますといたしました。

次に、(7) 多文化サービスについてでございますが、13ページをご覧くださいと存じます。国際化が進む社会の中で、多文化サービスの充実に努めますといたしました。国際化が進む社会の中で、多文化サービスの充実に努めますといたしました。取り組みの方針を外国人市民が気軽に利用できる図書館環境の整備に努め、社会の国際化に適応した図書館サービスを積極的に進めるといたしました。

次に、14ページをご覧くださいと存じます。

(8) 視聴覚サービスの課題につきましては、市民ニーズに対応した視聴覚資料の収集、保存、提供と図書館と視聴覚ライブラリーによる視聴覚サービスの一体化ととらえ、取り組みの方針では、図書館と視聴覚ライブラリーのサービス内容について、一体化を図り、市民にわかりやすい提供体制の確立に努めますといたしました。

次に、(9) 集会・文化活動の支援についてですが、生涯学習の機会、発表の場の提供を課題として、取り組みの方針については、市民の生涯学習の機会や活動発表の場などを提供しますといたしました。

次に、15ページをご覧くださいと存じます。

3の運営体制についてでございますが、市民との協働による図書館サービスの推進、そ

れから、効率的な図書館運営の検討、図書館運営の自己評価システムの確立と市民への公表、これらを課題としてとらえ、取り組みの方針につきましては、図書館の、よりよい運営体制を構築し、市民とともに発展し成長する図書館を目指しますといたしました。

以上、図書館の現状と課題について整理し、取り組みの方針を示しました。

次に、16ページをご覧いただきたいと存じます。

本計画の基本理念でございますが、さがみはら教育が培ってきた「人が財産（たから）」の理念を受け、図書館の使命を資料・情報提供による人づくりととらえ、市民の知の拠点として市民や地域に役立つ図書館を基本理念といたしました。

また、この基本理念を実現していくために、相模原市の図書館の現状と課題、取り組みの方針を踏まえ、5つの基本目標を定めております。

1つ目の基本目標といたしまして、市民一人ひとりの生涯にわたる自主的な学習を支える図書館、2つ目といたしまして、暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ図書館、3つ目といたしまして、学校・家庭・地域を結び、地域教育力の向上を支える図書館、4つ目として、郷土の歴史と特性を大切にし、豊かな市民文化を創造する図書館、5つ目として、人と本、人と人との出会いを広げ、ゆとりとぬくもりが感じられる図書館といたしました。

17ページをご覧いただきたいと存じます。相模原市が目指す図書館像を図示したものでございます。

次に、18ページをご覧いただきたいと存じます。

具体的な施策・事業として、基本目標ごとに施策の方向と主な施策、成果指標を掲げております。基本目標1では、市民が、だれでも、どこに住んでいても、図書館サービスを利用できる仕組みづくりを目指しますなどの施策の方向のもと、その実現のための主な施策等を示すとともに、その成果の状況をあらわす成果指標として、市民1人当たりの蔵書冊数などを掲げております。

次に20ページをご覧いただきたいと存じます。

基本目標2では、日々の暮らしや仕事、地域の特性やまちづくりなど、地域の課題に応える情報を提供・発信しますなどの施策の方向のもと、その実現のための主な施策を示すとともに、成果指標といたしましては、レファレンスサービスの受付件数などを掲げております。

21ページをご覧いただきたいと存じます。

基本目標の3では、子どもたちの読書活動と自主的な学習活動を支援しますなどの施策

の方向を示し、その実現のための主な施策を示すとともに、その成果の状況を示す成果指標として、子どもの貸出冊数などを掲げております。

次に22ページをご覧くださいと存じます。

基本目標4では、郷土資料を収集・保存し、未来へ継承しますなどの施策の方向のもと、実現のための主な施策を示すとともに、その成果の状況を示す指標として、郷土資料の蔵書数を掲げております。

23ページをご覧くださいと存じます。

基本目標の5では、生涯学習の機会や発表の場、交流の場、心の潤いを満たす場となる図書館を目指しますなどの施策の方向のもと、その実現のための主な施策を示すとともに、成果の状況を示す成果指標として、講座・講演会等の参加者数を掲げております。

最後に、この計画策定後の進行管理につきまして、ご説明申し上げます。24ページをご覧くださいと存じます。

図書館では、毎年、各種統計や市民アンケートなどの結果や成果指標を参考に、その事務の実施状況を検証し、図書館協議会に報告をいたします。また、運営状況につきましては、毎年度、自己評価の結果を図書館協議会へ報告するとともに、市民に公表をいたします。運営状況の評価については、この計画における事業等の参考とし、着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

26ページ以降につきましては、資料等を掲載してございます。

以上、議案第5号、相模原市図書館基本計画の策定についてご説明をさせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明は終わりました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

76ページ、最後のほうになってしまうのですが、今後、図書館・図書室が充実する必要がある資料は何だと思えますかということで、これは3つまでということですので、3つ上から見ますと専門書、実用書、小説というふうになるのでしょうか。この専門書、実用書、小説というのは、ここに出ているような、資料ではまだ不足しているということなのでしょうか。それが1つです。

それから、77ページのこのアンケートの、今後、整備または充実する必要がある施設・設備は何だと思えますかという質問に対して、ゆっくり本や雑誌が読めるスペースというのが半数近くに達しているということです。

それから78ページで、あなたは、これからの図書館・図書室について何を希望します

かということで、これは1つでしょうか。平日それから土日・祝日の閉館時間をもっと遅くしてほしいというのが高いように思うのですが、この辺は今後考えることだと思いますけれども、どんなふうな対応を考えていらっしゃるかご説明願いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○成瀬図書館長 まず76ページの専門書、実用書、小説の関係について、必要な資料だというふうにお答えいただいている方が割合的に多いところがございますが、小説等につきましてはリクエストですとか、現状でもそういったことで対応をさせてきております。

それから、専門書・実用書等につきましては、それぞれの市立図書館3館ございますが、それぞれの館が役割分担の中で収集に努める形を現状でもとっておりますが、この計画の中では今後中央図書館機能の確立ですとか、市立図書館を再整備して中央図書館という形にいたしますよということも計画の中がございますので、そういった中では専門書の充実というのは、さらに充実を図ってまいりたいと考えております。

それと、あわせて大学とか県、あるいは国会図書館との連携です。ほかのところの図書館との連携などについてもより深める中で、資料が有効に活用できるような、そういう連携策についても図ってまいりたいと考えております。

それから77ページのところですが、ゆっくり本や雑誌が読めるスペースということで、48%に近い方が希望されている部分だと思いますけれども、こういったことにつきましても現状3図書館を見る中では、そういったスペース、特に市立図書館等につきましては非常に狭い状況でございますので、やはり今後いろいろな整備を進めていく中では、そういった快適空間ですか、そういった潤い、くつろぎ等のスペースについても確保していきたいと考えております。

それから78ページにございました、これからの図書館について何を希望しますかということで、平日の閉館時間ですとか休日の閉館時間をもっと遅くしてほしいという部分がございますが、これにつきましても休日等の工夫ということで、この計画書の中にも主な施策ということで位置付けをさせていただいておりますので、取り組んでまいりたいと考えております。

◎溝口委員長 今、平日は何時まで、休日は何時から何時までやってるのでしょうか。

○成瀬図書館長 開館時間の関係ですが、月曜日が休館という形になっております。それから火曜日から金曜日につきましては、開館が9時30分から午後8時となっております。それから土曜日、日曜日、休日につきましては、午前9時30分から午後6時ということ

です。これ以外に、12月28日から1月4日が年末年始ということで閉館。それから蔵書点検ということでは、4月12日から18日という中で休館日を設けております。大野図書館の場合には、1週間程度ずらして市立図書館と重ならないような形はとっておりますけれども、4月に概ね1週間程度の蔵書点検ということで休館日を設けております。

◎溝口委員長 76ページの専門書というのが図書館としては、38%要望しているわけです。これは、かなり相模原市としては望ましい傾向ではないかと私は思うのです。一般書ではなくて専門書を読みたいと思っている方が多いということは、人をつくるという、人が財産ということから考えても重視していかなければならない問題ではないかと思うのですけれども、この専門書というのは具体的にはどういうふうな本を市民の方は要望しているのでしょうか。

○成瀬図書館長 いわゆる自然科学の関係ですとか技術ですとか家政学、あるいは芸術といったそういったそれぞれの分野について書かれている、いわゆる専門的なもの、それ以外に郷土資料ですとか、産業経済の関係で言えば産業関連の図書ですとか、参考図書等も含めて、いわゆる専門書ということで考えております。

◎溝口委員長 大学へ行くための大学案内とか受験参考書という希望はないですか。

○成瀬図書館長 そういったご意見も、たまにはございます。要するに受験案内とか受験参考書的なものも置いていただきたいなんていうふうなご意見もございますが、現状では図書館の場合には専門書、参考図書というのは受験用の参考図書とか、そういったものはとりあえず想定しておりませんという形でお答えをさせていただいているところです。

◎小林委員 市民会議室の提言書がここに添付されておりますが、主文として8つ挙がっておりますが、8番目の専門性の高い司書のいる図書館が欲しいという要望があるようでございますが、市内の図書館全体を見渡しまして、司書の充足状況についてどのようにお考えになっていきますか。

○成瀬図書館長 司書の充足状況でございますが、21年度の構成で申しますと市立図書館が職員が19名おりまして、そのうち司書資格を持っている者が12名おります。

それから、大野図書館については職員が6名でございますが、そのうち司書は1人でございます。

それから、橋本図書館につきましては9名職員がおりますが、司書資格を有している者が3名となります。

したがって、合計で申しますと職員数34名のうち司書資格を有している者が16

名ということで、司書率が47%という状況でございます。

ちなみに、19年度のデータになりますが、最近、政令市になった市のところを見ますと、例えば静岡市の場合には職員が55名で、そのうち司書が19名、率といたしましては34.5%です。それから浜松市については、職員が91人の中で司書が36人ということで39.6%。新潟は司書が多くおまして、職員が72人のうち51人が司書ということですから70.8%です。あと堺市の場合には、職員が90人のところを73人が司書ということですから81.1%。千葉市においては、111人職員がおまして、37人司書ということですので33.3%。埼玉市については、216人のうち133人が司書ということで61.5%というデータがございます。これは、いずれも日本の図書館という2008年の年鑑がございますが、そちらのほうからとった数字でございますけれども、そういう状況でございます。

◎齋藤委員 質問というかお願いなのですが、視聴覚サービスについてなのですが、世の中、急速にDVDが普及してデジタル化がどんどん加速をしているのですね。視察させていただいた視聴覚の情報データがまだまだビデオが中心でありまして、ビデオは劣化が心配されますし、中には16ミリフィルムなど大変貴重な昔のデータがございますので、ぜひなるべく早いうちにデジタル化に移行していただいて、貴重なデータが紛失することがないように進めていただければと思います。

それから、やはりだんだん若い人は本よりもCDですとか視聴覚に対するニーズも変わっているかと思ひまして、よく相模大野図書館は行かせていただいているのですが、最近のビデオなんかもそろえたりもしているのですけれども、個人的にはその辺はもっと商業的なことですので、そういう図書館としては貴重な文化的なというのですか、データのほうになるべく主を置いていただいて、デジタル化のほうをぜひ率先して進めていただいて、例えば極端なのですが、最近のCDの貸し出しなんかのニーズも確かにあると思うのですね、若い人たちから。それはツタヤさんですとか、そういう商業的なところとうまく提携をしてバランスをとりながらやっていっていただくような取り組みもぜひ考えていただきたいなと思います。

◎溝口委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第5号、相模原市図書館基本計画の策定についてを原案どおり決するにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第5号は可決されました。

ここで職員の入替のため休憩いたします。4時25分まで休憩したいと思います。

(休憩・16:15～16:25)

□相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について

◎溝口委員長 それでは再開いたします。

次に日程5、議案第6号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○柿沢教育総務室長 それでは、ご説明いたします。議案第6号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案は、政令指定都市移行に伴う県からの移譲事務等に対応するため、非常勤特別職職員の職名の変更及び報酬額の改定をいたしたく提案するものでございます。

議案第6号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

(1)の青少年教育相談員につきましては、県スクールカウンセラー事業の事務移譲に伴いまして、優秀な人材を確保するため報酬額を月額256,600円から月額260,000円に改め、併せて名称が類似する青少年相談員との誤用を避けるため、職名を青少年教育カウンセラーに改めるものでございます。

次に(2)の「不登校専任相談員」につきましては、親しみやすくわかりやすい職名に改め、相談指導教室相談員とするものでございます。

また、(3)の非常勤講師につきましては、初任者研修に係る非常勤講師の単価を設定するため、報酬額を日額12,060円。ただし、3時間以下の場合は5,970円から、日額12,060円(初任者研修に係る非常勤講師は、12,500円)を超えない範囲内で教育委員会が定める額に改定するものでございます。

施行期日でございますが、平成22年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第6号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第6号は可決されました。

□指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則について

◎溝口委員長 次に日程6、議案第7号、指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小宮学校教育部長 議案第7号、指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の制定について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、本件は政令指定都市への移行に伴い、教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項の規定に基づく認定等の手続について所要の定めをいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第8号の規定により提案するものでございます。

それでは本規則の内容について、ご説明申し上げます。

第1条の趣旨では、制定の根拠と趣旨について規定しております。

第2条の定義では、対象となるのは幼稚園、小学校及び中学校の教諭であることを定義付けております。この中で勤務するとしているのは、心身の故障による休職等の教員を対象から除くためでございます。なお、教育公務員特例法施行令第6条各号に掲げる者とは、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者のことでございます。

第3条の指導が不適切な教員の認定の申出では、校長が教育委員会へ申し出る際の手続について規定しております。第1項では校長からの申し出により認定の手続が始まること、第2項では校長はあらかじめ対象教員にその旨を通知し、意見を聴いておく必要があること、第3項では提出書類について規定しております。

第4条の「指導が不適切な教員の認定」では、教育委員会において認定することを規定しております。第1項では本市の認定の考え方を示し、第2項では教育委員会は認定の判

断に際し、校長に対し対象教員が行う授業の状況等に関する報告を求めることができること、第3項では教育委員会は判断する前に、あらかじめ対象教員から意見を聴くこと、第4項では認定の判断をしたときは校長と対象教員に対して速やかに結果を通知することを規定しております。

第5条の指導改善の程度に関する認定では、研修終了時に行う改善の程度の認定手続について規定しております。第1項では教育委員会は認定に当たり、校長に対して研修受講者の勤務状況等の報告を求めることができること、第2項では教育委員会は認定前にあらかじめ研修受講者から意見を聴取すること、第3項では教育委員会は認定後速やかに校長と研修受講者に対し結果を通知することを規定しております。

第6条の指導力認定検討会では、教育委員会は第4条と第5条の認定に際し、教育学、医学、心理学その他児童に対する指導に関する専門的知識を有する者及び区域内に居住する保護者等の意見をあらかじめ聴くことが法で定められており、教育委員会に認定検討会を設置することなどを規定しております。この認定検討会の組織及び運営については、要綱で規定する予定でございます。

第7条の意見の申出では、対象教員と研修受講者が第4条及び第5条の認定結果について、教育委員会に書面により意見の申出ができることを規定しております。第2項では、教育委員会はその申出を受けたときは認定検討会に報告するとともに、対象教員及び研修受講者に対し、認定検討会へ報告したことを通知すると規定しております。

第8条の委任では、その他必要な事項は、別に定めることと規定しております。

本規則の施行期日は、平成22年4月1日からとするものでございます。

また、経過措置といたしまして、施行日以前に、県の規則によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなし、現に事務が行われている場合は、それを引き継ぐこととしております。

以上で、指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

◎金川委員 今までで指導が不適切な教員と認定された方はいらっしゃいますでしょうか。

○小野教職員課長 まだ市内には1件もございません。

ちなみに、現時点で認定されて研修に入っている教員ですが、県内小中学校についてはゼロということで、県立学校に2人か3人ということで情報を得ております。

◎金川委員 多分、認定するほうも、すごく勇気を出さないと認定に至らないと思うのです。なかなか難しいかなと思うのですが。名前がよくないですね。

○小野教職員課長 たしかに認定を最終段階とするのは非常に難しいとお思いになるのも当然かと思うのですが、ただ実際にこれまで幾つかこういった課題を抱えた教員を我々教職員課で指導してまいりました。要するに、その段階でいかに本人が納得するように指導していくかにかかっていると思うのです。当然うちの課だけではなく総合学習センターの指導主事ですとか学校教育課の指導主事にもその方の授業を見ていただいて、決してその方々のやる気を損ねるような方向での指導ではございませんので、どうしたら指導力を伸ばしていけるのかという、そういう観点に立っての指導で、それを何度かやっていくうちに相手の方もどういう意図で教育委員会が自分のために来ているのかということがだんだんわかってくるわけなのです。そういった人間関係といいますか、指導の関係ができ上がれば、最終認定でこれこれこういう状況をつぶさに見せていただきましたが、最終的にこう判断したのだということは当然受け入れてもらえるだけの部分は作れるのではないかと。ただ、それを短期間で、例えば1週間や1カ月でやって、あなたは認定されましたと言えば当然不満も残るでしょうが、1年なり何なり長期間かけて綿密な指導、話し合いをしていけば、相手方もやはり自分にとってはそういった足りない部分もあるのかなということでも十分納得いただけるのではないかなとは考えております。

この名称ですが、指導が不適切な教員という名称です。実は今日お持ちしたのですが、文部科学省のガイドラインに指導が不適切な教員に対する人事管理室のガイドラインがここにあるのです。それで、これはホームページにも出ておりますので、その名称が割と一般化しているのです。ちなみに、横浜市もやはり児童または生徒に対する指導が不適切な教員に関するというようなことで、川崎市も同じです、指導が不適切な教員に対するということ。

あとは、新潟市の例でいきますと支援を要する教職員。それから浜松市が指導力向上教員。神戸市は指導力に課題を有する教員と。ちょっと言い方を変えているだけで、内容的には変わらないのではないかなということ。

一応、文部科学省がそのようなガイドラインを出しているということで、こちらも名称を考えております。

◎金川委員 それは何か自分が教員としての立場でこれを受けたらショックだなという立場でさっき申し上げたのですけれども、今度は逆に親の立場になってみると、例えば自分の

子どもが今担当してもらっている教員がそうではないかなと思ったときに、結局その指導に時間がかかるということだったのですが、やはりその1年間というのは子どもにとってもその1年間しかないので、難しいところですね。でも、こういうふうに話を聞いていると、やはりそういう作戦を立ててくださっているというのがわかるので、何かやはり保護者にも伝わってくるようなことがあるといいかなと思うのですけれども、難しいですね。

○小野教職員課長 おっしゃるとおりだと思います。やはり私たちは子ども、それから保護者のことを第一に考えなければいけないわけであって、そういった大きな不安を抱かれている部分については十分に承知しています。ですから、県の方では結局、指導の不適切な教員と認定されない限り、人的措置はされないのです。今そういう認定が行われた場合は非常勤講師を配置するというところまではいっているのですけれども、もし認定されなければ何ら人的措置はないのです。ですから、もうそれは市でやっていくしかないなという考えから、本当にその教員のために学校教育に大きな影響が現れるという部分で認定できる場合は、場合によっては市費で非常勤講師を一定期間つけるということも考えております。実際これまで、まだ例としてはございません。

◎溝口委員長 ほかにいかがでしょうか。

◎斎藤委員 この仕組みで言うと、やはりまずトリガーは校長先生が、推薦は変ですけども、するような仕組みになっていて、なかなか小さな組織の中で自分の組織の中の人をこうだと言うのは難しいと思うのですね。

それで、多分大事なことは指導が不適切であるという、では何をもって不適切と言うかという基準がより客観的なものでないと、主観的にあいつは授業が下手だみたいなことだけで言うのは難しいと思うのですが、この具体的な内容に関する内規というのはどこかにあるのですか。

○小野教職員課長 一応、指導が不適切である教員の定義ということで、具体的には教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない。教える内容に誤りが多い。児童等の質問に正確に答えることができない。指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない。それとか、ほとんど授業内容を板書するだけで児童等の質問を受け付けない。児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない。児童等の意見を全く聞かず、対話もしないなど、児童等とコミュニケーションをとろうとしない。

ということで、これが県教委の定義ということで、こちらもそれを参考にしております。

ただ、非常にあいまいな部分がございます。

◎齋藤委員 なるべくそういう客観的、すべて客観的にするのは教育は難しいのですが、客観的な基準の内規をなるべくデータベースとして蓄積して行って、校長先生の心理的な負担をなるべく軽減してさしあげて、そうはいつでもやはり保護者の立場としては、なるべく早く手を打っていただいたほうがいいわけで、その辺のところのご配慮をぜひお願いしたいなと思います。

○小野教職員課長 これは、あくまでも校長のほうから訴えがあったときに動きを作るという流れにはなっておりますけれども、当然、保護者から教育委員会に苦情が入るときもございまして、児童生徒が困り果てて、他の先生に相談して、そこから教育委員会に入ることでもございますので、全くもって校長からしか入らないということではございませんので、そのあたりは十分考えております。

◎齋藤委員 でも、そうすると余計に校長先生が板ばさみになって、かわいそうな。

○小野教職員課長 いや、それは教育委員会としてうまくやってまいりますので、ご安心ください。

◎齋藤委員 それと、もう1つ確認なのですが、この対象になるのは教諭ということですが、校長先生や教頭先生というのは自動的に省かれることになるのですか。

○小野教職員課長 校長、教頭についても当てはまるのかということですか。

◎齋藤委員 いえ。この教諭という対象になる方は、どの範囲なのですか。

○小野教職員課長 これは、今、学校には校長、教頭のほかに総括教諭というものがあります。そして教諭、養護教諭がいるのですが、そのうちの教諭がこの対象になります。

◎齋藤委員 逆を言えば、省かれるのは校長先生と教頭先生と総括教諭。

○小野教職員課長 それと養護教諭。総括教諭と養護教諭は、やはり指導に当たりますから省いてはいけない部分なので、一応教特法の決め事上、教諭しか当てはまらないのですが、総括教諭と養護教諭の部分については市で別に要綱を定めて対応していきますので、根拠になる部分は違いますが扱いは同じということになります。校長、教頭はまた別でございます。

◎溝口委員長 もしそういう先生がいらっしゃったときに、総合学習センターで指導主事の先生とか退職された校長先生という方が指導されるわけですか。

○稲葉総合学習センター所長 もし指導が不適切な教員というのが認定された場合には、総合学習センターのほうで指導主事、それから教育指導員ということで校長先生OBの方を

用意しておりますので、そういう方たちの協力を得ながら研修をやっていくということになります。

それから、研修を実際具体的にどういう形で進めたらいいのかということもございまして、今年度の中で県とそれから横浜市、それから川崎市と相模原市が仲間に入れていただいて、指導が不適切な先生が発生したときに、それぞれ県・川崎・横浜がどのようなプログラムで研修をやるようとしているのかということを事前に情報収集をさせていただきまして、こういう場合にはこういう形でやっていこうというものを総合学習センターのほうで内々に準備は進めさせていただいております。

◎溝口委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第7号、指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第7号は可決されました。

□相模原市立公民館館長の人事について

◎溝口委員長 次に日程7、議案第8号、相模原市立公民館館長の人事についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第8号、相模原市立公民館館長の人事について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、社会教育法第28条の規定により、相模原市立公民館館長の任期満了に伴う後任の公民館長を任命するに当たり、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第13号の規定により委嘱を行うことをご提案するものでございます。

はじめに、平成22年4月1日付で委嘱いたします公民館長について、ご説明させていただきます。

大沼公民館館長、中川新一氏、再任、3期目でございます。

津久井中央公民館館長、小澤研二氏、再任、2期目でございます。

青根公民館館長、柳川太造氏、新任でございます。柳川氏は、平成13年から旧津久井町の社会教育委員を、平成18年からは津久井町公民館運営協議会の委員を歴任されておられます。平成22年3月31日をもって任期満了で退任される永井洋志氏の後任として、津久井町公民館運営協議会より推薦された方でございます。

続きまして、桂北（兼）千木良公民館館長、大神田賢氏、再任、3期目でございます。

藤野中央公民館館長、門倉睦男氏、再任、2期目でございます。

沢井公民館館長、森川哲郎氏、再任、3期目でございます。

牧野公民館館長、長田正夫氏、再任、3期目でございます。

佐野川公民館館長、杉本洋一氏、再任、3期目でございます。

平成22年4月1日付の委嘱は、再任が7名、新任が1名の合計8名でございます。

続きまして、平成22年4月23日付で委嘱いたします公民館長でございます。

横山公民館館長、小星雅明氏、再任、3期目でございます。

平成22年4月23日付の委嘱は、再任の方1名でございます。

いずれの方々も、それぞれの公民館運営協議会から、社会教育に理解が深く、公民館運営に熱心に取り組むことができる方であるとして、ご推薦いただいた方々でございます。

公民館長の任期といたしましては、委嘱の日から3年でございます。

以上、議案第8号、相模原市立公民館館長の人事につきましてご説明させていただきました。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

◎溝口委員長 説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第8号、相模原市立公民館館長の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第8号は可決されました。

□平成22年度教職員の研修の一般方針について

◎溝口委員長 次に日程8、議案第9号、平成22年度教職員の研修の一般方針についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○稲葉総合学習センター所長 それでは、議案第9号、平成22年度教職員の研修の一般方針についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、平成22年度の教職員研修の実施に当たり、その研修一般方針を定めたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第16号の規定により、提案するものでございます。

平成22年度教職員の研修の一般方針でございますが、次のとおり2点を定めたいと考えております。

まず1点目は、さがみはら教育の培ってきた成果や実績を生かし、さらなる学校教育の発展を図るために、より実践的な研修を実施する。

2点目といたしまして、教育課題を先取りし、次の資質能力の育成に向けた研修体系を整備し、研修を実施する。

別紙に、今年度のこれからの相模原市に求められる教職員研修のあり方を検討するために設置いたしました教職員研修体系検討会で検討しました、教職員に求められる資質能力についてまとめさせていただいた資料を添付させていただいております。それをご覧いただければと思います。

それによりますと、まず目指す教師像を教育愛に燃え、社会の中で学び続ける教師というものを教師像として定めまして、それに近づくために教育職としての本質に迫る力、それから子どもの理解と個・集団を育てる力、専門性を高める力、マネジメント力を高める力という、この4つを資質能力というような形で定めさせていただきました。

以上、平成22年度教職員の研修の一般方針について、ご提案させていただきました。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

基本方針の2番の一番下を書いてあるマネジメント力を高める力ということで8ページ、裏のほうです。参考資料の一番下に跳び箱のようなものが3つありますが、これはもう1つの資料によりますと矢印がついているのですが、この矢印が落ちてしまっているのではよっとはっきりしなかったのですが、一番右側にあるマネジメント力を高める力という、この台形になっているのが一番大切だということと理解してよろしいのでしょうか。

○稲葉総合学習センター所長 今、このマネジメント力を高めるということでございますが、一番最初にやはり先生の研修というのを考えていきますと新採用研修という形で先生になりたてのころ、これは教育職としての本質というのは何なのかということのを早い段階で知

ってもらいたいという流れを系統的にまとめたものでございます。先生というものの仕事につきながら、子どもについての理解を深めていただき、個・集団というものを育てる力を順番につけていっていただきたいと。そういう中で、同時に一人一人の先生方の専門性も高めていっていただきたいと。

最終的には、そういう力を総括する形の中で、あるいは学年をまとめるですとか、あるいは学級をまとめるとか、そういう部分の中でのマネジメント力をつけていく必要があるだろうということで、先生に育ててほしい力、資質能力というものを時系列で書かせていただいたものでございます。

◎溝口委員長 そうしますと、年齢によって左側から右側のほうに移行するような形と理解すればよろしいのですか。

○稲葉総合学習センター所長 はい。

◎溝口委員長 この前ちょっとテレビで見えていましたら、今50代の先生方が非常に多くなっているということで、その50代の先生がマネジメント力を高めるならばいいのですけれども、かえってやる気を失ってしまっているようなことが指摘されておりましたが本市ではその辺のところはいかがでしょうか。

○稲葉総合学習センター所長 実は今年、次年度以降の教職員研修の研修体系をどうするかということで検討会を持たせていただきました。その中でも今、委員長がご指摘のような50歳代の人たちのモチベーションをどう高めていったらいいのだろうかというようなことが議論になりまして、私たちのほうの研修体系の中でも、1つは学校への訪問支援というものについて今までは全く別立てで用意していなかったのですが、来年度はそれを別立ての研修項目という形の中で用意をさせていただく予定でございます。

そういった中で、推進者養成研修というものを学校の中でやっていこうと。この推進者というのは、当然マネジメント力をつけていただいて、学年主任ですとか、あるいは総括教諭というような形で学校全体を引っ張っていただくという方に対する研修もございしますが、私は道徳教育で、あるいは教科教育で、そういうところで頑張りたいのだという人についても学校を訪問する形の中で、そういう先生方にどんな形でアドバイスしたらいいのかということ研修として実施していきたいと考えております。

◎斎藤委員 研修とキャリアパスというのはセットになっているような気がするのですが、この2枚目の図を見るとやはり従来の1つ職についたら30年間ずっと職を積み上げていってステップアップするというイメージが非常に強いのですけれども、だんだん世の中の

いろいろなキャリアパスが出てきて、多分これからは、しばらく実業界にいたのだけれども学校の先生になって戻ってくるですとか、いろいろなケースがこれから考えられますし、またそういう方々を上手に取り入れていかないと、なかなか閉鎖的なところが抜けていかないような気がするのですが、そういうことに対する配慮というのは何かございますでしょうか。

○稲葉総合学習センター所長 今、斎藤委員ご指摘の部分なのですが、これは非常に私たちも研修体系を考えるときに悩んだ部分でもございます。先生たちは、いろいろな資質能力もベースとして持っているでしょう。そういう部分の中で、実はその辺の工夫をしている部分がちょうどこの資質能力の図の一番下にある真ん中の部分なのですが、専門性を高めるというのと、子ども理解と個・集団を育てる力という部分を実は個・子ども理解と個・集団の力を育てる力というのを作って、その後に専門性を高めるという順位性があるのではないのかというような議論になりました。いやいや、そうではないだろうと。これはお互いに絡み合いながら行くべきことだろうという形の中で、実は専門性を高める力というものを日々の中で常に持っていてほしいという部分を表現させていただいたものです。

そういう形の中で、今言われたように、いろいろな経験の持ち主が学校に来たときに、お一人お一人の持っているそういう専門性をいろいろな中で遺憾なく発揮していただくような、そういう研修の準備というものも今後していく必要があるのかなと考えております。

◎溝口委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第9号、平成22年度教職員の研修の一般方針についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第9号は可決されました。

□相模原市文化財の指定等にかかわる諮問について

◎溝口委員長 次に日程9、議案第10号、相模原市文化財の指定等にかかわる諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第10号、相模原市文化財の指定等にかかわる諮問についてご説

明を申し上げます。

本件は平成22年4月1日付で指定文化財3件の指定、指定無形民俗文化財の保持団体1件の認定を行いたく、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例第31条の規定に基づき、文化財保護審議会に諮問するものでございます。平成12年の本条例施行以後、順次地域の文化財の指定登録を続けており、今期第10期の指定により、指定文化財は46件となります。

なお、これら文化財につきましては、文化財保護審議会委員による調査によって文化財的価値については確認がされております。

裏面に、今期指定文化財候補と認定保持団体の一覧表を付しております。

指定理由等につきましては、議案第10号の関係資料に基づき、文化財保護課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤文化財保護課長 それでは、文化財の一覧表に基づいてご説明申し上げます。

1つ目でございます。指定有形文化財（建造物）、牛鞍神社本殿附棟札1枚、員数は1棟、所在地は相模原市相模湖町千木良1240番です。

2つ目が指定有形文化財（彫刻）、井原寺の木造聖観音菩薩立像、員数が1躯、津久井町青野原1279番です。

3つ目が指定無形民俗文化財、相模の大凧揚げ。こちらは下にございます指定無形民俗文化財の保持団体の認定にございます保持団体が相模の大凧文化保存会ということでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

◎岡本教育長 場所とか、もう少し説明をしてください。

○佐藤文化財保護課長 では、お時間の関係もございしますが、資料のほうで若干かいつまんでご説明を申し上げさせていただきます。

資料の2ページ、3ページをお開きいただいて、1件目の牛鞍神社本殿の位置につきましては、国道20号線から県立のやまゆり園のほうに行く道の千木良保育園の道を隔てた湖側のところに牛鞍神社というのがございまして、写真が白黒で大変恐縮でございますが、これは全体的に朱色の塗りの神社の本殿でございます。附棟札というのは、写真の下のところにある棟札でございまして、大工の名前ですとか名主さんのお名前が書いてあるもの

でございます。

1枚おめくりいただきまして指定の2でございますが、こちらは井原寺の聖観音菩薩立像でございますが、およそ高さは3尺像でございますので、103.3センチでございます。所在する場所は、青野原小学校・中学校に行く国道413号のさらに旧道のところでございますが、小中学校へ行く相模原方面から青野原中学校に向かう左手のところがございます。こちらの仏像は、大変装飾的にも華やかであるということで指定の価値があるというご意見をいただいております。

1枚おめくりいただきまして6ページ、7ページでございますが、相模の大凧揚げは無形民俗文化財でございますので、通常の場合は地図は入れませんが、相模の大凧センターというのができ上がっておりまして、こちらのほうを拠点に相模の大凧文化保存会が結成され、地域ぐるみで昔から伝わる風俗慣習である大凧揚げに取り組んでいられるということで、今回、無形民俗文化財ということで指定ということでございます。

◎溝口委員長 資料の4ページなのですが、一番下のところに、この井原寺の観音像は1月10日と6年に一度公開されるということですが、これは何故なのでしょう。

○川島文化財保護課担当課長 1月10日につきましては、これはお寺様のほうの井原寺のほうで毎年1月10日にご開帳をしているものでございます。

あと6年に一度開帳をしておりますが、これは津久井地域で三十三霊場の開設を、これは江戸時代にさかのぼりますけれども、約250年ぐらい前から行っております。これが馬の年と子の年に大規模な全体の開帳と中規模の開帳で行っているということで、これは6年に一度ということになっております。

◎斎藤委員 個別のことではないのですが、最近ニュースで火事によって貴重な文化財が焼失するというのが最近続いているのですけれども、相模原市ではそれに対して何か対策とか、なさっておられるのでしょうか。

○佐藤文化財保護課長 現在、市が登録と指定している文化財、また国県の文化財等につきまして、先日の1月26日も文化財の防火デーだったわけですが、啓発活動をするとともに実質的に個人の所有の長屋門などを所有されている方には消火器などを置かせていただきながら年に2回、消防の方と点検をしたりですとか、それからあと文化財の調査普及員というボランティアの方がいらっしゃいますので、そういった方々に常日ごろから文化財にいつも目を光らせていただいているということでございます。

特に重要な建造物と重要なものにつきまして、今回の中村家住宅などにつきましては市

のほうで予算を承認していただきましたので、24時間365日警備をつけるような配慮もさせていただいております。行政だけではなく市民の皆さんと一緒に、火事、それからそういったものから守っていかねばいけないということは肝に銘じております。

◎溝口委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第10号、相模原市文化財の指定等にかかわる諮問についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第10号は可決されました。

□相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

◎溝口委員長 次に日程10、議案第11号、相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○柿沢教育総務室長 議案第11号、相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市職員の特殊勤務手当を見直す改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、介助業務従事者の特殊勤務手当の廃止に係る改正事項につきまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

2ページの議案第11号関係資料をご覧いただきたいと存じます。1の改正の内容についてでございますが、相模原市職員の特殊勤務手当の見直しに伴い、特別支援学級において肢体不自由のある児童又は生徒の介助業務その他の介助業務に従事する職員に、日額300円で支給されてきた特殊勤務手当を廃止するものでございます。

相模原市職員の特殊勤務手当の見直しにつきましては、国において設けられていない手当や、他の手当または給料で措置される勤務内容について、時代の変化を踏まえ、必要性及び妥当性を改めて検証するという考え方のもとに見直しの取り組みがこれまでも行われてまいりました。

今回の一部改正では、介助業務従事手当を含め6つの手当が見直しの対象となっております、

介助業務従事手当につきましては、介助業務について、介助員の本来業務であるとの考えにより、特殊勤務手当を廃止するものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成22年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第11号、相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第11号は可決されました。

◎溝口委員長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

では最後に、次回の会議の予定でございますが、3月26日、金曜日、午後2時から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は3月26日、金曜日、午後2時の開催予定といたします。

これをもちまして定例会を閉会いたします。

口閉 会

午後5時14分 閉会